

議案第 44 号

三朝町公共施設営繕基金条例の設定について

次のとおり三朝町公共施設営繕基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 13 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町公共施設営繕基金条例

（設置）

第 1 条 庁舎その他町の公共用施設の計画的かつ安定的な営繕に資するため、三朝町公共施設営繕基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第 2 条 基金の額は、2,000 万円とする。

2 基金の額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを増額することができる。

3 前項の規定により増額（第 5 条の規定による編入を含む。）が行われたときは、基金の額は、当該増加相当額増加するものとする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（繰替運用）

第 4 条 町長は、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用収益の処理）

第 5 条 基金の管理及び運用により生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。